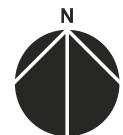


凡 例	
	(1) 東(往)
	(2) 東(復)
	(3) 西(往)
	(4) 西(復)
	高速道路
	県道
	市道



S=1:25,000



図 1-3-21 走行ルート図

3-3 交通

調査対象地域の主な道路を図 2-3-1 に示す。

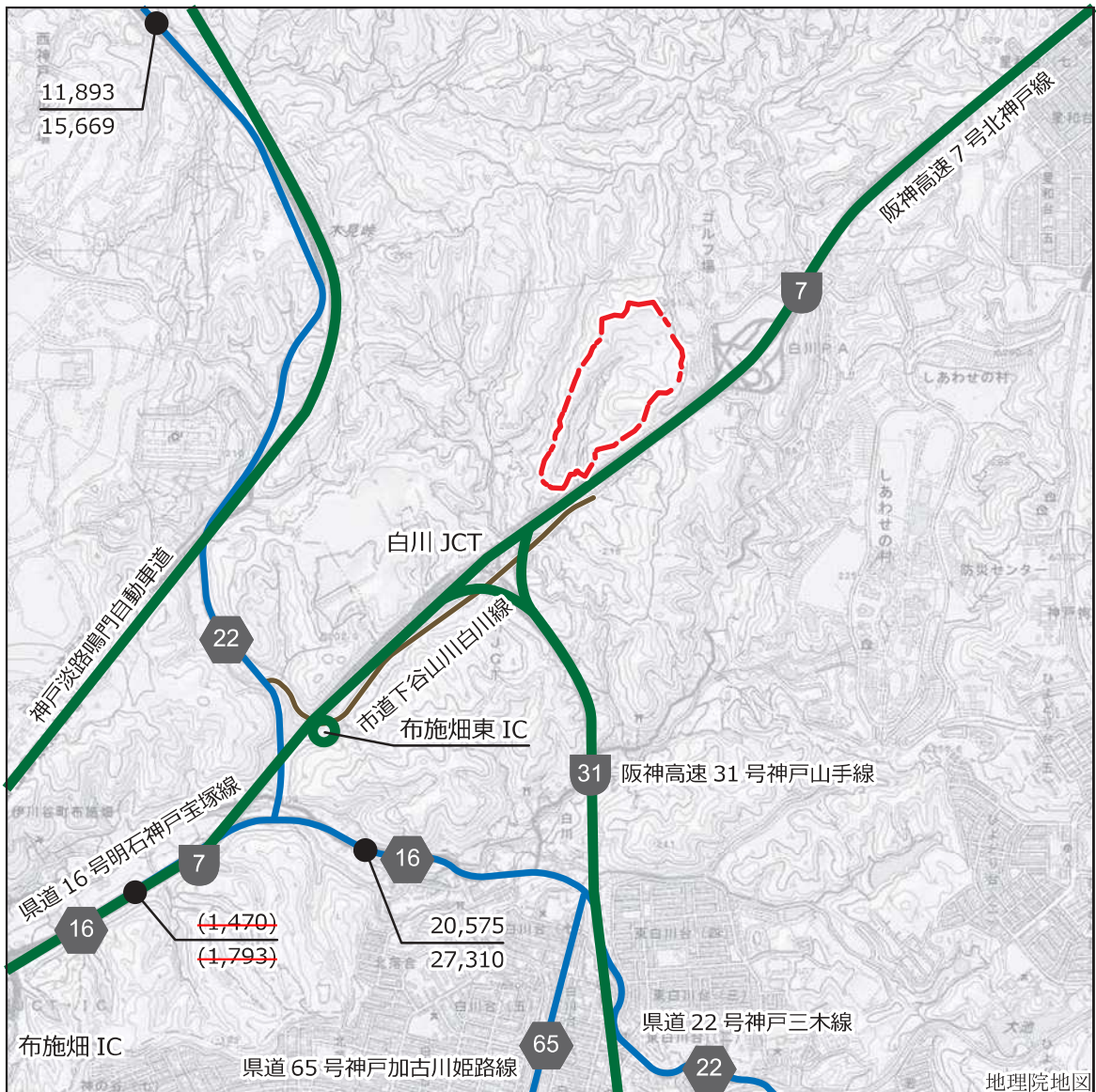
- ・阪神高速 7 号北神戸線が事業予定地の一部に面しているが、高架構造であるため直接の出入りはない
- ・事業予定地から南西約 2.8km に阪神高速 7 号北神戸線の布施畑東 IC がある
- ・事業予定地の周辺の幹線道路は、県道 22 号神戸三木線と県道 16 号明石神戸宝塚線である

3-3 交通

調査対象地域の主な道路を図 2-3-1 に示す。

- ・阪神高速 7 号北神戸線が事業予定地の一部に面しているが、高架構造であるため直接の出入りはない
- ・事業予定地から南西約 1.4km に阪神高速 7 号北神戸線の西行出口となる布施畑東 IC がある
- ・事業予定地から南西約 2.8km に阪神高速 7 号北神戸線の東行出口となる布施畑西 IC がある
- ・事業予定地の周辺の幹線道路は、県道 22 号神戸三木線と県道 16 号明石神戸宝塚線である

変更前



調査箇所および交通量は(2015,国土交通省,平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査)より作成

凡 例	
	高速道路
	県道
	市道
	平日12時間昼間交通量
	平日24時間交通量
	(): 推定交通量

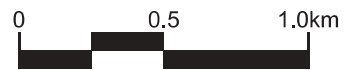
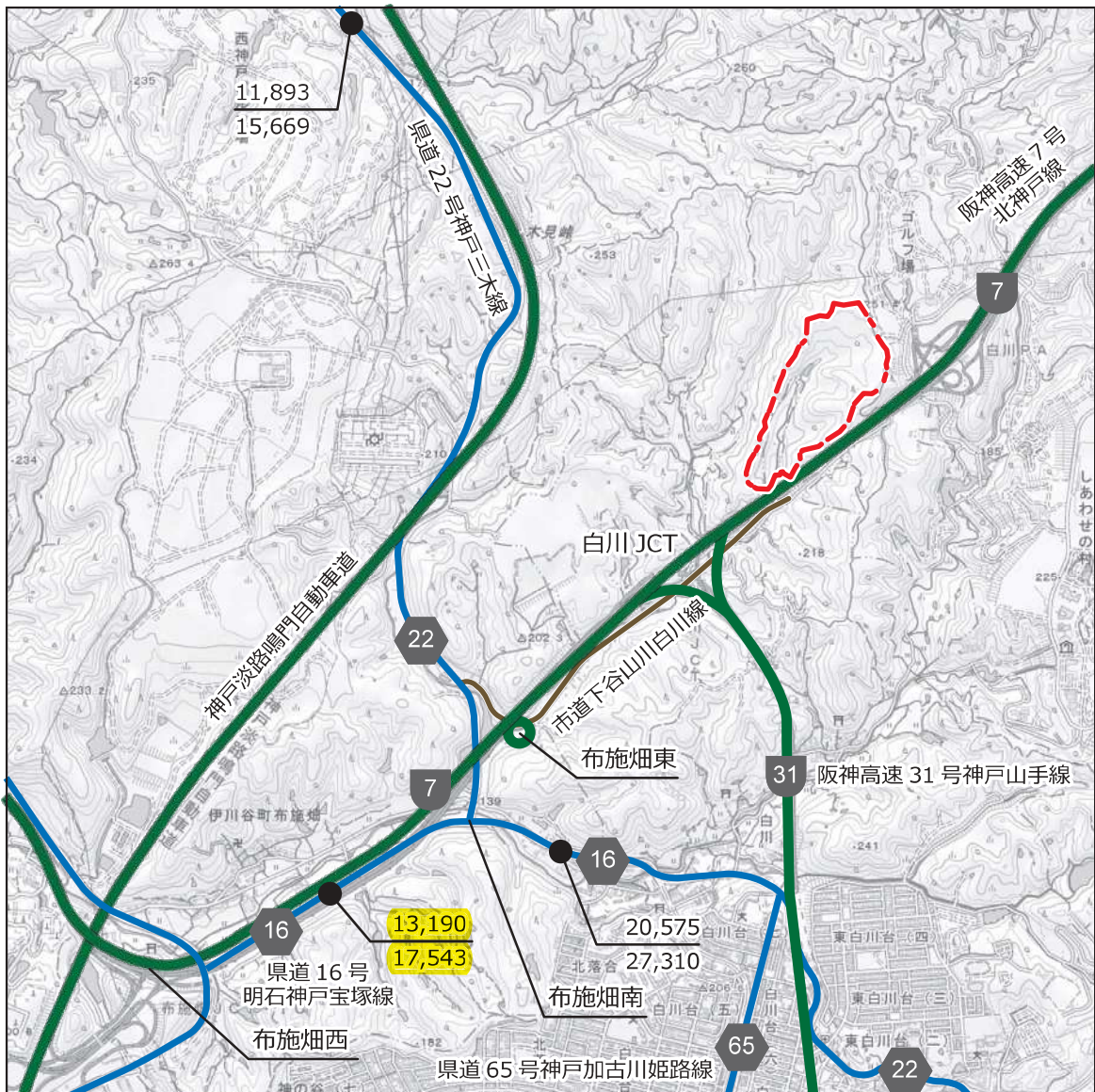


図 2-3-1 交通量調査図



調査箇所および交通量は(2015,国土交通省,平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査)より作成

凡 例	
	高速道路
	県道
	市道
	平日 12 時間昼間交通量
	平日 24 時間交通量
	(): 推定交通量

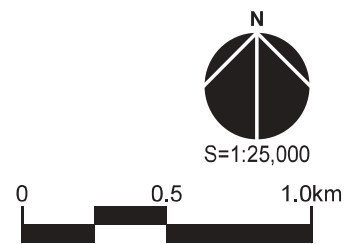


図 2-3-1 交通量調査図

表 3-2-3a 事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由

変更前

環境要素		行為	事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由
大気質	窒素酸化物 (NOx), 浮遊粒子状物質 (SPM)	造成・建設工事	工程の調整などにより工事関係車両の台数を平準化し、低排出ガス型の建設機械を採用するなどの環境保全措置を講じることにより、環境への影響を低減することから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		工事用車両の走行	工事用車両の走行は、県道22号神戸三木線を通過するが、日台数が通勤を含め最大100台程度であり、現状交通量に大きな変化を与えないことから(0.8%増)、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		施設が存在	周辺地域への著しい大気汚染物質が生じる施設を有しないため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
	粉じん	造成・建設工事	工程の調整などにより工事関係車両の台数を平準化し、散水による粉じん抑制などの環境保全措置を講じることにより、環境への影響を低減することから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		工事用車両の走行	工事用車両の走行は、県道22号神戸三木線を通過するが、日台数が通勤を含め最大100台程度であり、現状交通量に大きな変化を与えないことから(0.8%増)、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		施設が存在	粉じんを生じる施設を有しないため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。

表 3-2-3a 事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由

変更後

環境要素		行為	事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由
大気質	窒素酸化物 (NOx), 浮遊粒子状物質 (SPM)	造成・建設工事	工程の調整などにより工事関係車両の台数を平準化し、低排出ガス型の建設機械を採用するなどの環境保全措置を講じることにより、環境への影響を低減することから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		工事用車両の走行	工事用車両の走行は、県道22号を通過するが、日台数が最大120台程度であり、現状交通量に大きな変化を与えないことから(1.0%増)、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		施設が存在	周辺地域への著しい大気汚染物質が生じる施設を有しないため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
	粉じん	造成・建設工事	工程の調整などにより工事関係車両の台数を平準化し、散水による粉じん抑制などの環境保全措置を講じることにより、環境への影響を低減することから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		工事用車両の走行	工事用車両の走行は、県道22号を通過するが、日台数が最大120台程度であり、現状交通量に大きな変化を与えないことから(1.0%増)、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		施設が存在	粉じんを生じる施設を有しないため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。

表 3-2-3b 事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由

環境要素		行為	事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由
騒音・ 低周波音	騒音	造成・建設工事	工程の調整などにより工事関係車両の台数を平準化し、低騒音型の建設機械を採用するなどの環境保全措置を講じることにより、環境への影響を低減することから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		工事用車両の走行	工事用車両の走行は、県道22号神戸三木線を通るが、日台数が通勤を含め最大100台程度であり、現状交通量に大きな変化を与えないことから(0.8%増)、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		施設が存在	周辺地域への著しい騒音が生じる施設を有しないため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
振動	振動	造成・建設工事	工程の調整などにより工事関係車両の台数を平準化し、低騒音型の建設機械を採用するなどの環境保全措置を講じることにより、環境への影響を低減することから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		工事用車両の走行	工事用車両の走行は、県道22号神戸三木線を通るが、日台数が通勤を含め最大100台程度であり、現状交通量に大きな変化を与えないことから(0.8%増)、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		施設が存在	周辺地域への著しい振動が生じる施設を有しないため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。

変更前

表 3-2-3b 事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由

環境要素		行為	事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由
騒音・ 低周波音	騒音	造成・建設工事	工程の調整などにより工事関係車両の台数を平準化し、低騒音型の建設機械を採用するなどの環境保全措置を講じることにより、環境への影響を低減することから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		工事用車両の走行	工事用車両の走行は、県道22号を通るが、日台数が最大120台程度であり、現状交通量に大きな変化を与えないことから(1.0%増)、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		施設が存在	周辺地域への著しい騒音が生じる施設を有しないため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
振動	振動	造成・建設工事	工程の調整などにより工事関係車両の台数を平準化し、低騒音型の建設機械を採用するなどの環境保全措置を講じることにより、環境への影響を低減することから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		工事用車両の走行	工事用車両の走行は、県道22号を通るが、日台数が最大120台程度であり、現状交通量に大きな変化を与えないことから(1.0%増)、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		施設が存在	周辺地域への著しい振動が生じる施設を有しないため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。

変更後

表 3-2-3c 事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由

環境要素		行為	事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由
風害	風向・風速	施設が存在	周辺環境の風向・風速に影響を生じるような長大な施設は設置しないため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
人と自然の 触れ合い活 動の場		造成・建設工事 施設が存在	事業予定地および周辺に人と自然の触れ合いの場が存在しないため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
景観		施設が存在	変更区域まわりに既存樹林を保存するほか、法面緑化など人工的な景観を和らげる景観対策を講じるため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
文化環境		造成・建設工事	事業予定地に重要な文化財が存在しないため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
廃棄物等	建設廃棄物	造成・建設工事 施設が存在	工事から施設が存在段階で、伐採木などの木材が発生するが、チップ化し再利用するなどの措置を講じるため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
地球温暖化	二酸化炭素	造成・建設工事	工程の調整などにより工事関係車両の台数を平準化し、低排出ガス型の建設機械を採用するなどの環境保全措置を講じることにより、環境への影響を低減することから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		工事用車両の走行	工事用車両の走行は、県道22号神戸三木線を通すが、日台数が通勤を含め最大100台程度であり、現状交通量に大きな変化を与えないことから(0.8%増)、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		施設が存在	二酸化炭素が生じる施設を有しないため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。

変更前

表 3-2-3c 事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由

環境要素		行為	事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由
風害	風向・風速	施設が存在	周辺環境の風向・風速に影響を生じるような長大な施設は設置しないため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
人と自然の 触れ合い活 動の場		造成・建設工事 施設が存在	事業予定地および周辺に人と自然の触れ合いの場が存在しないため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
景観		施設が存在	変更区域まわりに既存樹林を保存するほか、法面緑化など人工的な景観を和らげる景観対策を講じるため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
文化環境		造成・建設工事	事業予定地に重要な文化財が存在しないため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
廃棄物等	建設廃棄物	造成・建設工事 施設が存在	工事から施設が存在段階で、伐採木などの木材が発生するが、チップ化し再利用するなどの措置を講じるため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
地球温暖化	二酸化炭素	造成・建設工事	工程の調整などにより工事関係車両の台数を平準化し、低排出ガス型の建設機械を採用するなどの環境保全措置を講じることにより、環境への影響を低減することから、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		工事用車両の走行	工事用車両の走行は、県道22号を通すが、日台数が最大120台程度であり、現状交通量に大きな変化を与えないことから(1.0%増)、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。
		施設が存在	二酸化炭素が生じる施設を有しないため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない。

変更後

4 事業予定地の現況について

【委員からの意見】

現在でどこまで1期工事が進んでいるかを表す資料を提供するべきである。(事前配慮書において1期工事の計画平面図を現況としていた)

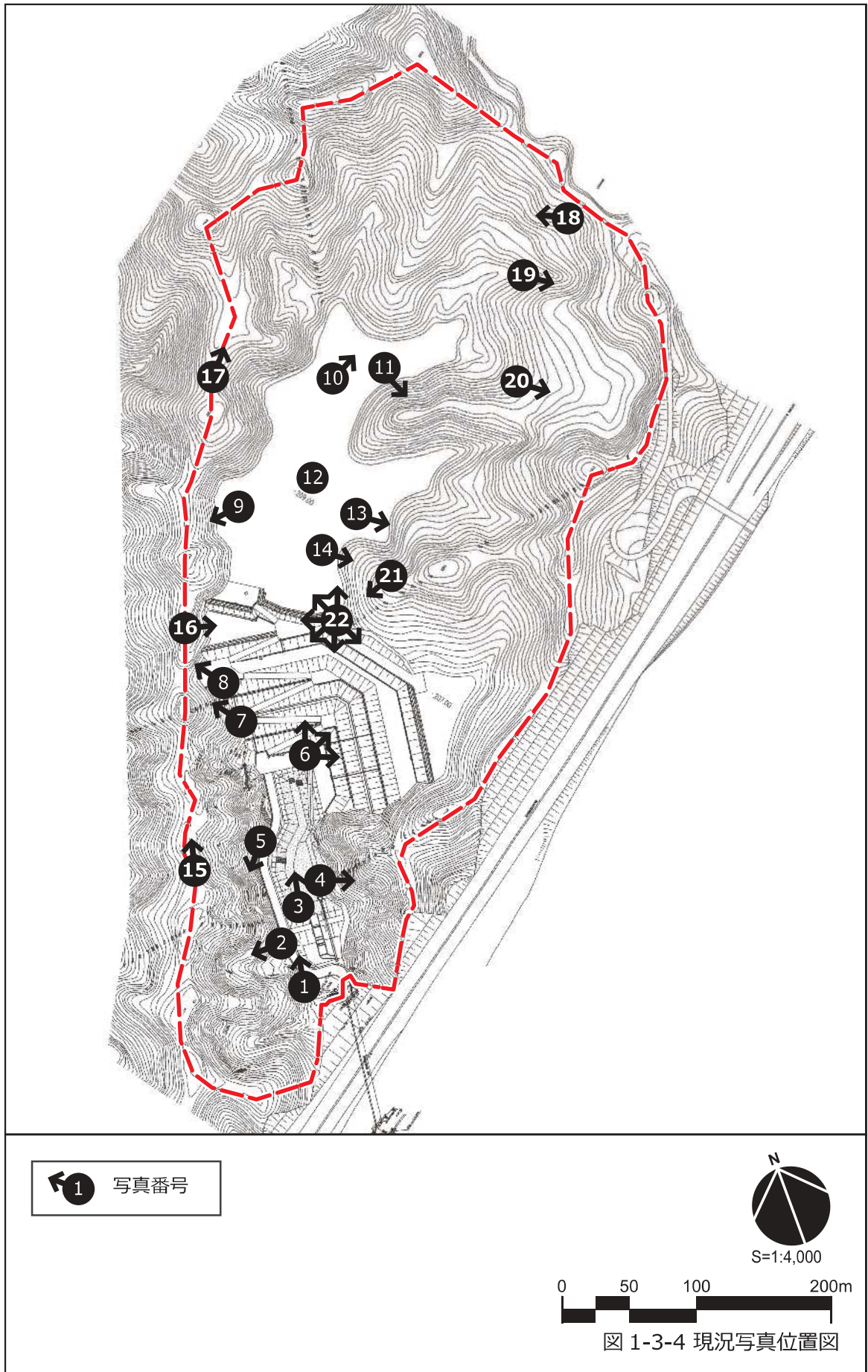
【事業者の回答】

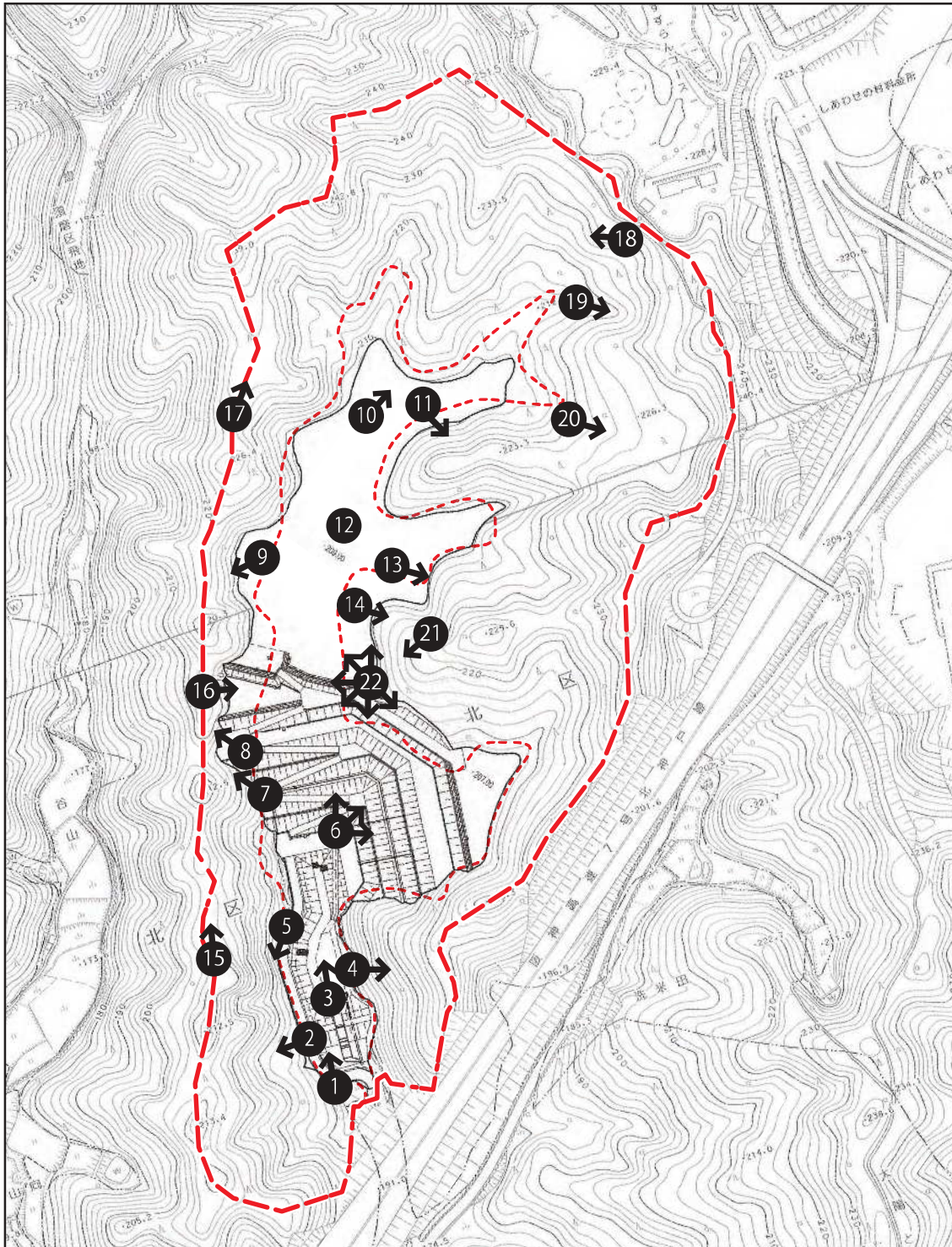
土量ベースで1期工事計画の70%程度の進捗状況である。ドローンによる撮影は、事業予定地が高速道路に近接し許可に制約があったため、現地で改変区域をGPSで記録し、図示した。

事業配慮書の記載内容を以下のとおり修正する。

事前配慮書 P6

変更前





① 写真番号

(--- 変更ラインは2019年11月時点, GPSデータより作成)
(工事の進捗は1期計画土量の70%程度)



S=1:4,000



図 1-3-4 現況写真位置図

5 環境基準の評価対象外の測定結果について

【委員からの意見】

測定時間が満たず環境基準の評価対象とならない測定結果は、経年変化のグラフに表記されるべきではない。

【事業者の回答】

評価対象外の測定結果を経年変化のグラフから削除した。

事業配慮書の記載内容を以下のとおり修正する。

事前配慮書 P88,89,91

変更前

(3)光化学オキシダント

光化学オキシダントの環境中の濃度は、白川台、南五葉ともに環境基準値を超過しており、環境基準を達成できていない。光化学オキシダント昼間の1時間値が0.060ppmを超えた日数の経年変化をみると、平成25年度以降は、横ばいからやや増加傾向である。

変更後

(3)光化学オキシダント

光化学オキシダントの環境中の濃度は、白川台、南五葉ともに環境基準値を超過しており、環境基準を達成できていない。光化学オキシダント昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数の経年変化をみると、平成25年度以降は、横ばいからやや増加傾向である。

変更前

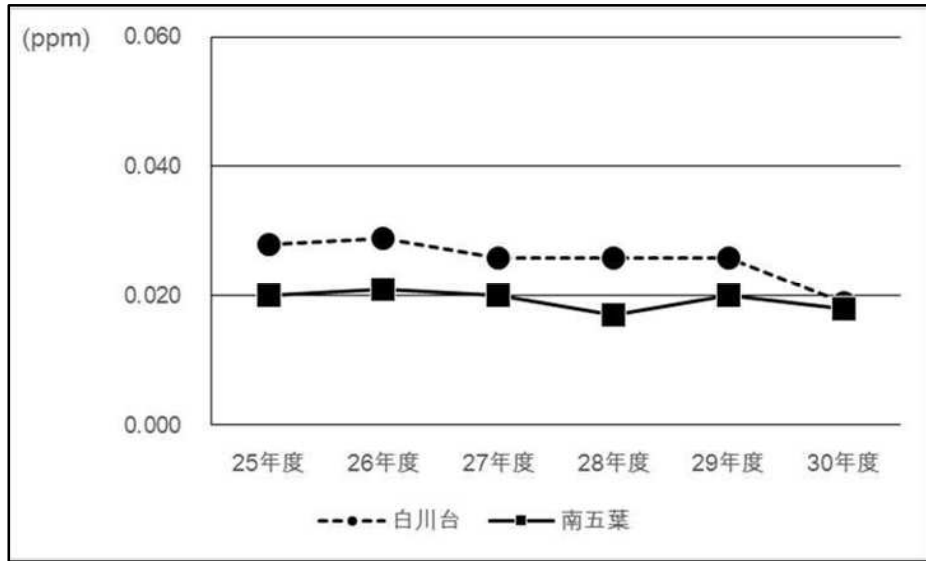
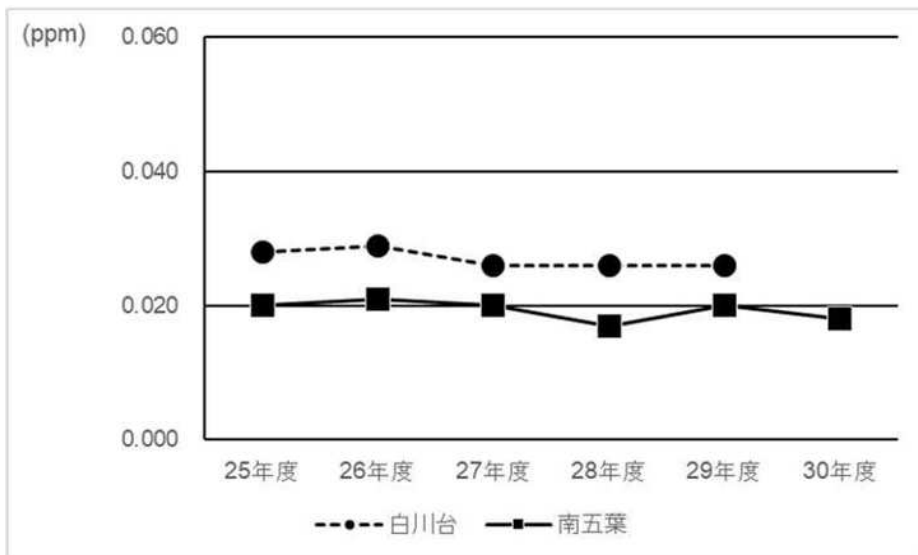


図 2-4-2 二酸化窒素の経年変化

変更後



※30年度,白川台は測定日数が不足するため比較対象としなかった

図 2-4-2 二酸化窒素の経年変化

変更前

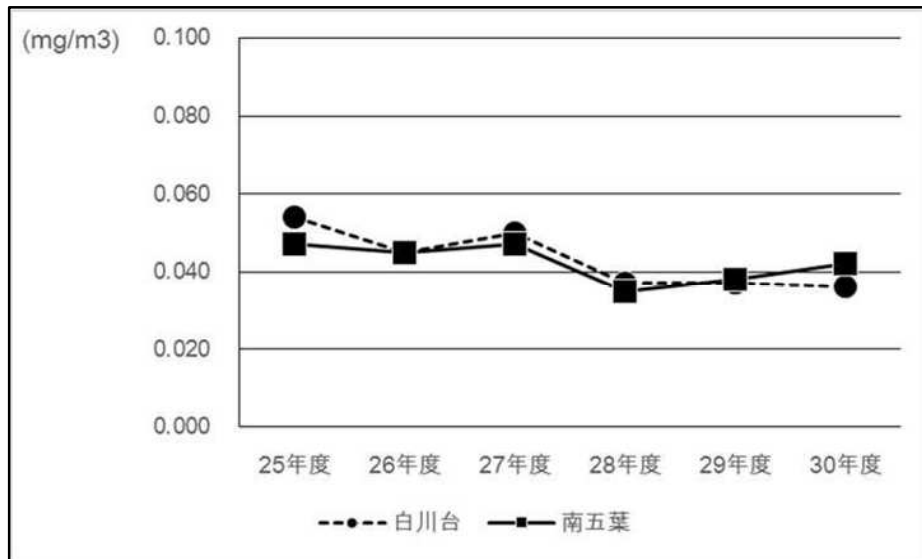
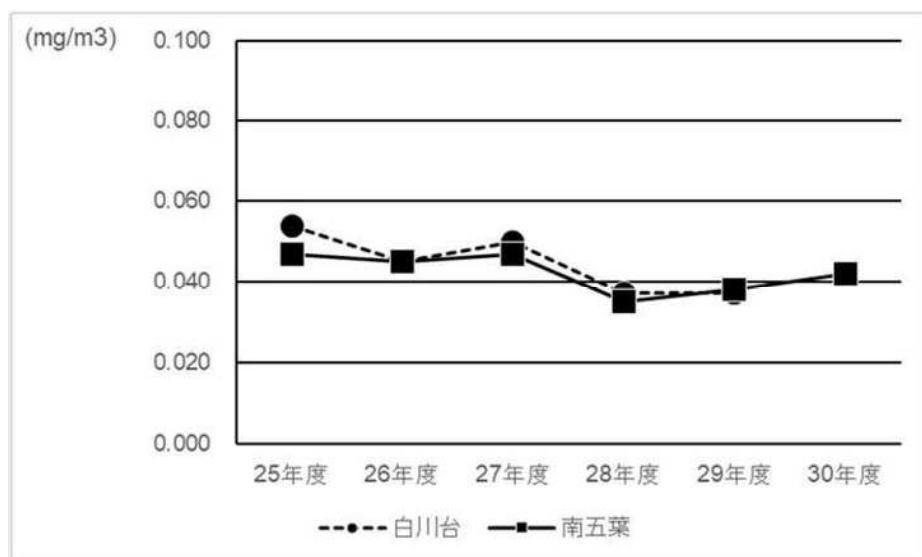


図 2-4-3 浮遊粒子状物質の経年変化

変更後



※30年度,白川台は測定日数が不足するため比較対象としなかった

図 2-4-3 浮遊粒子状物質の経年変化

変更前

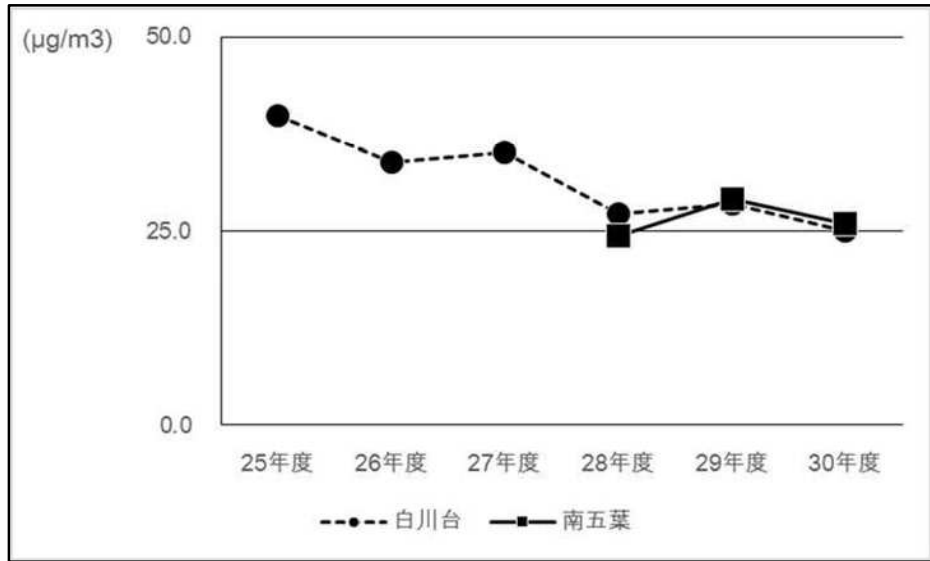
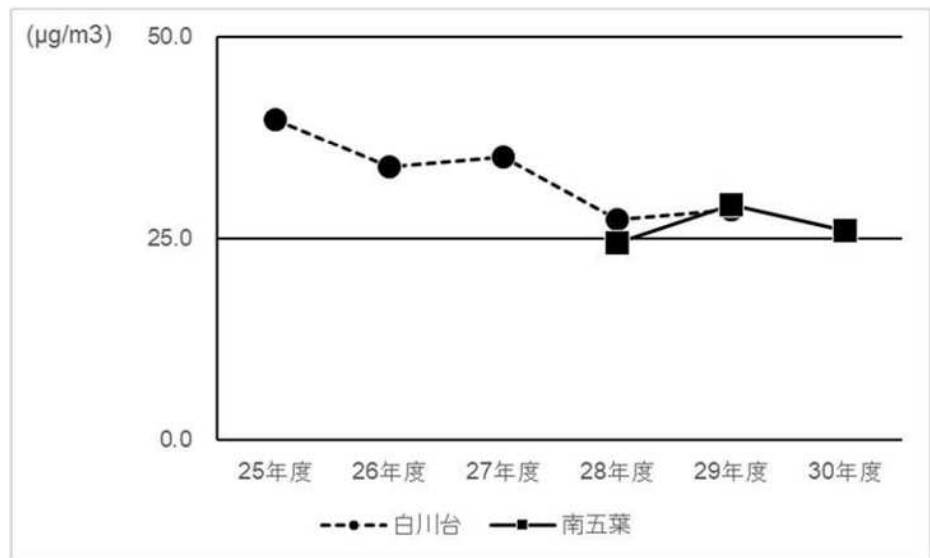


図 2-4-5 微小粒子状物質の経年変化

変更後



※30年度,白川台は測定日数が不足するため比較対象としなかった

図 2-4-5 微小粒子状物質の経年変化